

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じて、千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定に準じて、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表します。

令和7年3月27日

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業の特定事業の選定

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

特 定 事 業 の 選 定

令和7年3月

千 葉 市

I 事業内容に関する事項

1 事業名

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

種 類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

千葉市長 神 谷 俊 一

4 事業目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に行うことで、本市の財政負担の縮減と公共サービスの向上を図り、3 用地 2 清掃工場運用体制で安定稼働に寄与したごみ処理システムの確立を目的とする。

5 本事業対象施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	千葉市美浜区新港 226 番地 1 他
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 事業契約締結日から令和 13 年 3 月まで 運営・維持管理業務 : 令和 13 年 4 月から令和 33 年 3 月まで
主 要 な 施 設	ア 配置施設 ・工場棟、管理棟（工場棟と合棟とする）、計量棟、ストックヤード（旧スラグ ストックヤード）、オーバーホール用等倉庫 イ 付帯施設もしくは付帯設備 ・構内道路、駐車場、洗車場、門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備 等
処 理 方 式	連続運転式焼却炉（ストーカ式）
処 理 対 象 物	①可燃ごみ（家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ、粗大ごみ由来可燃ごみ、破碎 可燃残渣） ②災害廃棄物
供 用 開 始	令和 13 年 4 月
施 設 規 模	450 t /24 h（150 t /24 h×3 炉）
エ ネ ル ギ ー 回 収 率	循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設整 備マニュアル（令和 3 年 4 月改訂）（交付率 1/2 ）に従い 22.0 %以上とする。

6 事業方式

本事業における本件施設の建設及び運営はDBO方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本件施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20 年間の運営・維持管理期間にわたって、本件施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

（1）設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（2）運営・維持管理業務期間

令和 13 年 4 月 1 日から令和 33 年 3 月 31 日まで（20 年間）

9 事業期間終了後の措置

本市は、本件施設を本件施設供用開始後約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、本市が約 30 年間にわたって本件施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本市の定める明け渡し時における本件施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本件施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 18 年目（令和 30 年度）の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

(1)民間事業者が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務（設備解体撤去・建屋改修含む）

（ア）本件施設の設計に関する業務

- ① 本件施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

（ア）本件施設の建設に関する業務

- ① 既存施設の設備解体撤去・建屋改修
- ② 本件施設の設備更新
- ③ 建設工事に係る許認可申請等
- ④ 住民対応への協力
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災等管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 住民対応への協力
- ⑦ その他これらを実施する上で必要な業務

(2)本市が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務

- ① 住民対応
- ② 本件施設の交付金申請手続
- ③ 本件施設の設計・建設モニタリング
- ④ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 住民対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本件施設の処理対象物の搬入
- ④ 処理不適物、焼却残渣の処分
- ⑤ 余剰電力の売却又は自己託送
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

1 1 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

ア 本件施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本件施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。

イ 本件施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本件施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

1 2 余熱利用・エネルギー回収計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本件施設内での利用、及びアクアリンクちばへの電力供給を行う。また、運営事業者は、エネルギー回収率 22.0 %以上を達成するとともに、事業期間を通じ余剰電力量ができる限り多くなるように努める。

電力供給以外にもアクアリンクちばへ蒸気の供給を行う。

また、本市は、民間事業者が発電し、本件施設にて消費及びアクアリンクちばに供給後の余剰電力について、本市が所有する公共施設への自己託送を行う他、電気事業者へ売電する。

1 3 売電収入の帰属先

電気事業者への余剰電力の売却収入は本市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

1 4 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

1 5 関係法令等の遵守

本市及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

1 6 事業スケジュール（予定）

ア 特定事業の選定・公表	令和 7 年 3 月
イ 入札公告	令和 7 年 4 月
ウ 落札者の決定	令和 7 年 12 月
エ 基本協定の締結	令和 7 年 12 月
オ 事業契約の締結	令和 8 年 3 月
カ 本件施設の設計・建設	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月
キ 本件施設の運営・維持管理	令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月

II 特定事業の選定及び公表に関する事項

1 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できること及び本市の公共サービスの水準の向上を期待できることを特定事業の選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

ア 本市の財政負担見込額による定量的評価

イ DBO方式として実施することの定性的評価

ウ 民間事業者に移転するリスクの評価

エ 上記による総合的評価

なお、本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 本市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市自らが実施する場合及びDBO方式として実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

ア 事業費等の算出方法

項 目	本市が自ら実施する場合※1	DBO方式で実施する場合	算 出 根 拠
①設計・建設業務にかかる費用の算出方法	設計・建設業務費	同左	・民間事業者に対する見積徴収の結果を精査した設計・建設業務費にて設定
②運営・維持管理業務にかかる費用の算出方法	運営・維持管理業務費 ・運転経費（光熱水費、燃料費、薬剤費、消耗品費等） ・人件費※2 ・維持管理費（保守管理費、修繕更新費等） ・その他経費（保険料（市負担分）、測定試験費等）	同左	・民間事業者に対する見積徴収の結果を精査した運営・維持管理費にて設定
③設計・建設業務費に係る資金調達の設定方法	交付金	同左	・交付金交付要綱に準じて設定
	起債	同左	・設計・建設業務費から交付金を除き所定の充当率により設定
	一般財源	同左	・設計・建設業務費から交付金及び起債を除き設定
④支援業務費	・設計・建設事業者選定業務費 ・運転委託事業者選定費（初年度のみ）※3 ・工事監理費	・設計・建設及び運営事業者選定業務費 ・工事監理費 ・運営モニタリング業務費（初年度のみ）※4	・DBO方式として実施する場合には、運営モニタリング業務費を設定
⑤その他費用	—	・保険料（民間事業者負担分） ・SPC経費 ・開業準備費 ・公租公課等	・DBO方式として実施する場合には、保険料、SPC経費、開業準備費及び公租公課等を設定

※1：設計(D)と建設(B)は性能発注により実施する。運営(O)は単年度毎の運転管理業務委託と定期整備修繕の他、消耗品やインフラの手配を市が行い、不定期に発生する修繕も市がその都度、プラントメーカーや工事業者に発注して実施する。

※2：市職員の人件費及び運営・維持管理を行う事業者の人件費。

※3：本市が自ら実施する場合については、初年度のみ運転委託事業者の選定方法についての技術支援を受ける費用を見込む。2年目以降は、初年度に受けた支援内容を基に実施する。

※4：DBO方式については、初年度のみ運営モニタリングの実施方法についての技術支援を受ける費用を見込む。2年目以降は、初年度に受けた支援内容を基に実施する。

イ VFM^{※1} 検討の前提条件

項 目	値	算 出 根 拠
①割引率 ^{※2}	0.5 %	長期国債利回りの過去 3 年間の平均値とする。
②物価上昇率	0.0 %	物価変動は考慮しないものとする。

※1：Value for Money の略。支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給する考え方のこと。ここでは、本市が自ら実施する場合と DBO 方式として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

※2：財政負担の見込み額の算定に当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定）」において、現在価値に換算して比較することが定められている。割引率とは、収入や支出の時点が異なる金額について、将来の価値を現在の価値に換算するにあたって用いる換算率である。

(2) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市が自ら実施する場合及び DBO 方式として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、4.3 %の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

項 目	割 合 (%)
①本市が自ら実施する場合(現在価値化後) 【a】	100.0
②DBO方式として実施する場合(現在価値化後) 【b】	95.7
③財政負担見込みの縮減額(【a】－【b】)	4.3

3 DBO方式として実施することの定性的評価

本事業を DBO 方式により実施する場合、本市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 設計・建設及び運営・維持管理の効率化

本件施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運営・維持管理が実施されると期待できる。

(2) 長期的な視点に基づく運営・維持管理内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営・維持管理業務期間を通じた適時の修繕及び保全の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営・維持管理内容の向上が期待できる。

(3) 財政支出の平準化

運営・維持管理業務に必要な費用については、20 年間に亘る運営・維持管理業務期間を通じたサービス対価として支払うため、財政支出について一定範囲の平準化が図られるとともに、将来の負担額を見通すことが可能になる。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクへの適切な管理や、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能になることが期待できる。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式として実施する場合は、本市自らが実施する場合に本市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施するため、本市は、これらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。また、これらの移転リスクは、民間事業者が、本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

5 総合評価

本事業は、DBO方式として実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、4.3 %の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO方式として実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて特定事業として選定する。